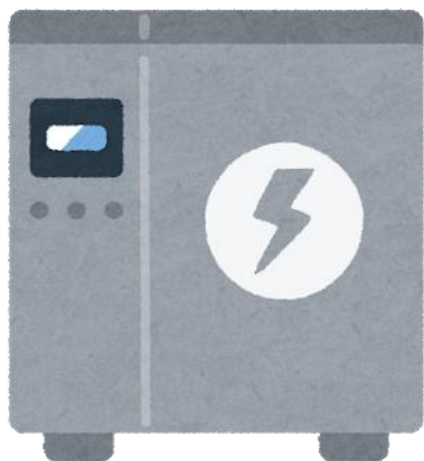


自立・分散型エネルギー設備（蓄電システム） 導入促進事業費補助金

～ 交付申請等の手引き ～



【お問い合わせ・書類の提出先】

龍ヶ崎市役所 生活環境課 環境政策グループ
住 所：〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地
T E L：0297-64-1111 内線422・425
F A X：0297-60-1588
E-mail：kankyo@city.ryugasaki.lg.jp
U R L：<http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>



1 補助金交付の目的

住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、蓄電システム（以下「補助対象設備」）を設置する方に、市の予算の範囲内で補助金の交付を行います。

2 補助の対象者

市内に居住している方又は市内に居住する予定の方で、次の要件の全てに該当する方です。

- (1) 市内に自ら居住し、又は居住しようとする住宅（店舗との併用住宅を含む）に未使用の補助対象設備（発電出力 10kW 未満の太陽光発電設備と連携しているものに限る）を設置する方、又は設置された住宅を購入する方で、補助金交付申請をした日の属する年度の3月20日までに実績報告書を提出することができる方。（令和6年度は令和7年3月21日までに提出。）
- (2) 申請者及び、申請者と同一の世帯に属する方に市税等（市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、公共下水道使用料等）の滞納がないこと。
- (3) 第三者が所有する住宅に居住する方が当該住宅に補助対象設備を設置する場合は、その補助対象設備の設置について、当該第三者の承諾を得ていること。
- (4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が、設置しようとする設備と同種の設備に対し、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が、補助対象設備を設置し、又は購入する補助対象設備付きの住宅について、龍ヶ崎市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入促進事業費補助金の交付申請を行っていないこと。
- (6) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が、いばらきエコチャレンジ（茨城県が実施する家庭の省エネ行動を Web 上で CO₂ 排出削減量として可視化するための取組）に登録し、家庭での省エネの取組を行っていること。

3 受付期間

- (1) 受付開始 **令和6年6月頃を予定**
- (2) 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時00分（**正午から午後1時は除く**）
- (3) 受付場所 龍ヶ崎市役所生活環境課（4階）
- (4) その他 予算額に達した時点で受付終了となります。
郵送不可。郵送された場合は無効となります。

4 補助対象設備

国が申請年度に実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託業者（申請年度又はその前年度に環境共創イニシアチブ（<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>））により登録されているものであること。

※各機器は、未使用品であること（中古品及びリース等の契約により設置する場合は対象外）

5 補助金額等

設備の種類	補助金額	件数
蓄電システム	50,000 円 (県の補助が上乘せされた場合は、100,000 円)	30 件

※予算の残額については、市公式HP（<http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>）にて随時更新します。

6 申請手続き

補助金の交付を受けようとする方は、補助対象設備等設置工事の着手前（補助対象設備等が設置された建売住宅を購入する場合は、引渡し前）に龍ケ崎市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、設置工事開始（予定）日の2週間前までに龍ケ崎市役所生活環境課に申請してください。

また、申請書への押印が不要となったことに伴い、申請時に来庁者の身分確認を行いますので、官公署発行の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等又は保険証、年金証書等の場合は2枚での確認）をご持参ください。

なお、代理申請をする場合は、来庁する方の本人確認ができる証明書に合わせて、名刺又は社員証等をご持参ください。

- ①補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し
- ②補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し
※申請者と工事請負契約書や見積書等の名前は、同一人であること。
※建売住宅購入の場合は、売買契約書及び契約額の内訳書が必要です。
- ③補助対象設備の仕様書又は規格等が分かるカタログ等（コピー可）
- ④補助対象設備の設置予定箇所の位置図、現地案内図（周辺地図）
- ⑤補助対象設備の設置予定箇所の配置図（図面等）
- ⑥補助対象設備の設置工事着手前の現況写真（以下の内容が写っているカラー写真/ピンボケ不可）
新築 建築予定場所
既築 設置予定場所
建売 設置された機器の全景
- ⑦補助対象設備を設置する住宅の所有者から、当該補助対象設備の設置について、承諾を得ることが確認できる書類（第三者が所有する住宅に居住する方が当該住宅に補助対象設備を設置する場合のみ）※市のHPに参考様式があります。
- ⑧委任状（交付申請等の手続を設置業者等に委任する方のみ）
- ⑨その他市長が必要と認める書類（上記以外にも、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。）

7 補助金交付（不交付）の決定

受付した申請書の内容の審査、現地の確認、市税等の納付状況を確認し、補助金の交付の可否を決定します。結果については、龍ケ崎市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者宛てに郵送します。なお、虚偽又は不正な手段により交付決定を受けた場合は、交付決定が取り消しとなります。

- ①交付申請書受付後、1週間程度で現地確認を行います。その際、現地確認通知（既築のみ）を郵便受けに投函します。
- ②立会いは原則不要ですが、状況によっては立会いをお願いする場合があります。

8 申請内容の変更及び事業の中止

- (1) 事業内容に変更が生じた場合は、あらかじめ、龍ケ崎市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）により市長（龍ケ崎市生活環境課宛て）に申請し、その承認を受けてください。
- (2) 事業を中止する場合は、あらかじめ、龍ケ崎市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金中止承認申請書（様式第5号）により市長（龍ケ崎市生活環境課宛て）に申請し、その承認を受けてください。

9 実績報告

(1) 提出書類

交付決定者は、補助対象設備等の設置等が完了したときは、龍ケ崎市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて龍ケ崎市役所生活環境課に提出してください。

- ①補助対象設備の設置に係る領収書の写し
※領収書がない場合は、引渡しを確認できる書類が必要です。また、領収書の代わりとなる書類として市のHPに参考様式があります。
- ②補助対象設備の設置に係る内訳書の写し
- ③補助対象設備の保証書又は出荷が確認できる証明書等の写し
※設置事業者等の記載があるもの
- ④補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真
(①設置機器全景写真、②機器の型番がわかる写真、③製造番号がわかる写真 ピンボケ不可)
- ⑤当市が交付した住民票の謄本
※補助対象設備が設置された住宅に転居した場合に限る。当該住宅への転居後に発行されたもの。
※世帯全員の記載がある住民票、続柄、世帯主の記載のあるもの。コピー不可。
- ⑥太陽光発電設備と蓄電池が連携していることが分かる書類（以下の中からいずれか1つ）

既築	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力への電力需給契約申込書の写し ・売電に係る契約書 ・領収書等の売電をしていることが確認できる資料 ・「くらし TEPCO Web」の購入実績の確認ができる書類 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明について ・接続契約のご案内 ・特定契約のご案内 など
新築 建売	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建築時の住宅メーカーとの契約書（太陽光発電設備の設置が記載されている明細書） ・東京電力への電力需給契約申込書の写し など

- ⑦いばらきエコチャレンジに登録していることが分かる書類（登録者のアカウント情報画面を印刷して持参してください。）
- ⑧委任状（申請時と違う方が手続きする場合）
- ⑨その他市長が必要と認めるもの（上記以外にも、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。）

(2) 提出期限

- ①交付申請をした日の属する年度の3月20日までに提出すること。（令和6年度は令和7年3月21日までに提出。）
- ②実績報告書が期限までに提出されない場合は、補助金の交付決定が取消しとなる場合があります。

1 0 補助金交付額の確定

実績報告書の内容審査及び現地確認結果、適当であると認めた場合は、龍ヶ崎市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、交付決定者宛てに郵送で通知します。

- ①実績報告書の受付後、1週間程度で現地確認を行います。
- ②立会いは不要ですが、状況によっては立会いをお願いする場合があります。

1 1 補助金の請求手続

補助金交付額確定の通知を受けた後、龍ヶ崎市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付請求書（様式第9号）により、速やかに市長宛てに補助金の請求をしてください。

- 請求書への押印は必要です。（スタンプ印は不可）
- なお、指定できる口座は交付決定者名義の口座です。
- ※金額を訂正した請求書は、受理できません。

1.2 補助事業完了後の注意事項

(1) 財産の適正管理と処分制限

設置した機器等は、その法定耐用年数（蓄電システムは6年）の期間、適切な管理を行う必要があります。

法定耐用年数の期間内に設置した機器等の処分を行う場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。この場合、補助金を返還していただくこともあります。

(2) 関係書類の保管

この補助事業に係る書類については、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

1.3 手続きの流れ

